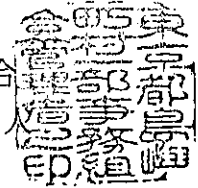


7 東 嶼 一 組 発 第 203 号
令 和 8 年 2 月 4 日

入札参加者各位

東京都島嶼町村一部事務組合
管 理 者 村 山 将



令和8年度東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業務委託
(児童福祉業務)に係る質問に対する回答について

令和8年1月30日までに受領した質問について、下記のとおり回答します。

記

件 名 令和8年度東京都島しょ町村における事務共同処理に係る業
務委託(児童福祉業務)

質問及び回答 別紙のとおり

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目4番15号
東京都島嶼町村一部事務組合 総務課 國分
TEL 03-3432-4961
FAX 03-3433-1929
E-mail soumu@tosho-ichikumi.jp

質問 NO	質問箇所	質問事項	回答案
1	仕様書P4 第1章 一般事項 15業務の引継ぎ	前受託者からの引継ぎの期間、時期をご教示ください。	前受託者からの引継ぎは3月中を予定しております。方法・頻度等は前受託者との調整によります。
2	仕様書P6～7 第2章 業務概要 8要員の配置等に関する要件（1）	従事者の要件について、必要な資格やスキル、経験などはございますでしょうか。	仕様書記載の通り。
3	仕様書P6～7 第2章 業務概要 8要員の配置等に関する要件（2）	管理責任者は常駐でなくとも構いませんでしょうか。	仕様書記載の通り。
4	仕様書P6～7 第2章 業務概要 8要員の配置等に関する要件	現状日々何名体制で作業されておりますでしょうか。	業務量の見込み等に鑑み、貴社で適切にお見積りください。
5	仕様書P8 第2章 業務概要 13業務知見の共有研修会の実施	研修会の開催場所、島しょ現地へ出張の有無をご教示いただけますでしょうか。	仕様書記載の通り、対象町村との調整に含みます。貴社で適切にご判断ください。
6	仕様書P8 第2章 業務概要 15機器等の提供	業務用携帯電話で対象町村等との連絡要とありますが、頻度はどの程度でしょうか。	業務量の見込み等に鑑み、貴社で適切にお見積りください。
7	仕様書P10～11 第2章 業務概要 21機器及び納品物のウイルスチェック	貸与いただく端末（コンピュータ等の機器）にも、受託業者がコンピュータウイルスチェック及びアップデートを行う必要がありますでしょうか。	貸与端末については、別途保守事業者により保守を行いますが、委託者の指示により、保守事業者から受託者へ、貸与端末の操作を依頼する場合があります。
8	仕様書P12 第3章 業務内容 5その他	以下についてご教示ください。 「令和3年5月19日に公布された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」、及び令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき標準化検討を実施する場合は、現行業務運用や対象町村の意向を十分に考慮し、変更の可否を含め町村と協議のうえ進めること。なお、提案、協議及び実施に係る費用は本契約に含むものとする。」 これまでの本案件での実績はありますか。内容等をご教示ください。	これまでに実績はありません。但し、令和7年度中にシステム保守事業者によるシステム標準化を予定する町村があり、仕様書記載の通り、町村との協議等が生じることを想定しています。
9	その他	各町村に業務開始時や完了時に電話連絡を行うと思いますが、その他に電話業務はどのくらい発生しそうですでしょうか。頻度などをご教示ください。	業務量の見込み等に鑑み、貴社で適切にお見積りください。